

広川町農業委員会

第 11 回総会議事録

令和 3 年 6 月 7 日

# 広川町農業委員会第 11 回総会議事録

令和 3 年 6 月 7 日広川町農業委員会第 11 回総会が広川町民交流センター2 階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 使用貸借権を設定した農地の返還通知
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 非農地証明に関する件
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について
- 議案第 5 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
議長	大 石 義 勝	6	馬 場 敦 子
会長代理	古 賀 秀 之	7	渡 邊 和 江
欠席	中 村 和 浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 崎 義 史
3	山 村 佳代子	1 0	稲 員 雅 史
4	梅 本 康 孝	1 1	野 田 光 浩
5	丸 山 敬二郎	1 2	渡 邊 鉄 也

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
—	田 中 秀 典	8	弓 削 和 幸
2	重 野 秀 夫	—	船 越 誠 治
3	鹿 田 勝 師	—	野 田 隆 文
—	萩 尾 喜久夫	1 1	山 下 淳
5	丸 山 和 幸	1 2	中 島 和 彦
—	馬 場 啓 介	—	牛 島 信 二
—	中 島 康 則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 欠席委員の報告、並びに出席委員が過半数を満たし総会が成立する旨の報告

議長 本日は、報告事項 3 件、議案第 1 号 1 件、議案第 2 号 3 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 1 件、議案第 5 号 1 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、5 番 丸山敬二郎 委員、8 番 鐘ヶ江百合子 委員さんを指名し審議に移ります。報告事項 1 利用権を設定した農地の返還通知、事務局の説明をお願いします。

事務局 第 1 項大字 水原 字 西馬場 1 筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：貸付人の都合により解約し解約後は売買する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。第 2 項について事務局の説明をお願いします。

事務局 大字長延字上六反田 1 筆借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：貸付人の都合により解約し解約後は別の農業者に売買する旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。第 3 項について事務局の説明をお願いします。

事務局 大字藤田字岩瀬 2 筆借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：借受人の都合により解約し解約後については次の耕作者は法人に貸付ける旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。報告事項 2 使用貸借権を設定した農地の返還通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 大字新代字稲葉 1 筆借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：借受人の都合により解約し解約後は貸付人が耕作する旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 第1項大字藤田字ハスワ3筆借受人：■■■■、貸付人：福岡県農業振興推進機構、理由：借受人の都合により解約し解約後は別の法人が借り受ける旨報告。

第2項大字一條字四分一3筆借受人：■■■■、貸付人：福岡県農業振興推進機構、理由：地権者の都合により解約する旨報告。

第3項大字一條字四分一3筆借受人：福岡県農業振興推進機構、貸付人：■■■■、理由：地権者の都合により解約する旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 順位1事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字水原字西馬場5筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買農業開始のため総会へ出席されていることを説明。

申請人 ■■■■、■■■■行政書士出席

議長 申請人の■■■■さんにはご迷惑をおかけしましたが、今後の営農計画についてご説明をお願いします。尚、説明の後に各委員からの質問を受けますのでよろしくをお願いします

申請人 申請人の■■■■です。私の義父母が以前、上広川でみかん農家をしておりまして、私も農業には興味がありましたし、義父母も会社を退職し時間に余裕ができて農業の手伝いもできるということで申請した次第です。申請地は現在、梨が植栽されておりますので取得後は今植栽されている梨や野菜を栽培していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

2番中村正明 耕運機を所有されておりますが譲渡人の■■■■さんが所有されていたのですか。

申請人 ■■■■さんのご両親が所有されていたのを譲り受けております。

11番野田光浩 農業は誰が主にされるんですか。

申請人 両親と私で農業に従事したいと思っておりますが、私自身は平日、会社勤務がありますので土曜、日曜を主に農業に従事したいと思っております。また義理の両親も申請地の近くに住んでおりますので平日は農業をするようになっております。

11番野田光浩 申請面積のうち30aを耕作されるようになっておりますが、残りはどのような利用をされるんですか。

申請人 現在は草刈り等をして管理をし、将来は作付面積を増やしていきたいと思っております。

3番 山村佳代子委員 申請地は梨が植栽されており、野菜も栽培されるということですがご両親が高齢になられ農業に従事できなくなった場合はどうされるのでしょうか。

申請人 その場合は会社に勤務する時間を調整して農業をしていきたいと思っております。

5 番丸山敬二郎委員 以前は、申請地に梨が全部植栽されていたと思いますが。

会長代理 古賀秀之 私のほうから補足説明させていただきます。■■ ■■さんの義理の両親は上広川小学校の近所に住んでおられ、ミカン栽培等の農業をされていました。申請地は譲渡人の野田富弘さんのご両親が梨を栽培されていましたが、現在、家族の方は誰もこちらには住んでおられず一部を■■ ■■さんが借りられ梨を栽培されておられました。私としては今回■■ ■■さんが農地を取得され農業されることは農地の荒廃化も防止されているのではないかと考えております。

議 長 申請人に他にご質問はありませんか。

全委員 質問なし

議 長 質問もないようですので、これより審議に移ります。申請人は退席をお願いします。

申請人 ■■ ■■、■■ ■■行政書士退席

議 長 担当推進委員さんの説明をお願いします。

2 番 重野秀夫推進委員 事務局及び申請人から説明がありましたとおりですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらをお願いします。

8 番 鐘ヶ江百合子委員 農地を持たない者が農地を取得できるのですか。

事務局 農地を取得する場合、農地法の許可要件の一つとして耕作面積の下限があり広川町は 40a と定めており今回の取得面積は 40a を超えており取得要件は満たしております。

議 長 他に質問意見はありませんか。

委員質問意見なし

議 長 全員質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。（賛成多数。）

議 長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について順位 1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 新代 字 後口 1 筆 、 申請人：譲受人 ■■ ■■、譲渡人 ■■ ■■ 転用目的：自宅建築用地 契約の種類 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8 番 弓削和幸推進委員 申請地は、譲渡人の■■ ■■は一人暮らしで、農地の管理をお願いしていましたが高齢で管理が困難になり住宅用地として売買されるということですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 全員質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位2事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字 日吉 字 北山ノ下 1筆、申請人:譲受人 ■■■■■、譲渡人 ■■■■■ 転用目的:粘土採取(一時転用) 契約の種類 賃貸借

5番 丸山和幸推進委員 事務局から説明があったとおりで■■■ ■■■さんが粘土採取のため一時転用されるものですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

3番 山村佳代子委員 申請地は町道に接していますが、土砂流出して通行に支障はないのでしょうか。

事務局 申請地は、道路側が高く西側に勾配がついておりますので、町道への土砂流出はないと思われま。

3番 山村佳代子委員 西側の宅地等への支障はないのでしょうか。

事務局 西側には、緩衝地帯を設けて被害防止対策をされておりますので支障はないと思います。

議長 順位2について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位3事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位3 大字 日吉 字 甘黍 1筆、申請人:譲受人 ■■■■■、譲渡人 ■■■■■ 転用目的:自宅建築用地 契約の種類 使用貸借権

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5番 丸山和幸推進委員 申請地は、3月の総会で承認された駐車場用地に接した農地で申

請人は親子で自宅建築用地としての申請ですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 稲員雅史委員 住宅用地として転用される場合面積の基準はあるんですか。

事務局 一般住宅用地としては500㎡、農家住宅用地については1,000㎡を目安としております。

議 長 順位3について他に質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。(賛成多数。)

議 長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。議案第3号非農地証明に関する件事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 一條 字 一ツ塚 1筆 、 申請人：■■■■

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12番中島和彦推進委員 事務局から説明があったとおりで申請地の周囲は宅地となっており、現況は農地として利用できる状態ではありませんのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。(賛成多数。)

議 長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。議案第4号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1件 1筆

議 長 事務局の説明が終わりましたので、お意見質問はありませんか。

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で承認する旨町長に回答いたします。次に進みます。議案第5号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化等について説明。

議長 事務局の説明が終わりましたがご意見質問はありませんか。

委員 質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。議案第5号について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で承認いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 古賀 秀之 以上をもちまして、第11回農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。